

市文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	応対者
3月	3	月	公的年金所得者申告 還付申告 ※住民税の申告は市役所1階の課税課(5番窓口)で受け付けします。	市職員
	4	火		
	5	水		
	6	木		
	7	金		
	10	月		
	11	火		
12	水	土曜日と日曜日は受け付けを行っていません。申告受付時間は午前9時～午後4時。混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、昼食時間帯は休憩させていただきますのであらかじめご了承ください。		
13	木			
14	金			
17	月			

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

住民税

申告は3月17日まで

復興特別所得税

忘れずに申告してください。

所得税および復興特別所得税の申告

市文化センター会場で受け付けています。

受付時間

午前9時～午後4時(混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります)

※文化センターは午前9時に開館します。それ以前の入館はできませんので、ご注意ください。

受け付けできる申告

公的年金所得者申告および所得税還付申告(25年分)等
 受け付けできない申告
 青色申告、不動産所得申告

住民税の申告

住民税(市民税・府民税)の申告は、市役所1階の課税課(5番窓口)で受け付けています。申告に必要な人は、住民税申告書に必要な事項を記入し、受付期間中に申告してください。

所得税額が新たに発生または増減する場合は、所得税および復興特別所得税の申告会場に回っていただく場合があります。

※所得税額が新たに発生または増減する場合は、所得税および復興特別所得税の申告会場に回っていただく場合があります。

◆住民税の申告が必要な人は、平成26年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成25年中に所得(収入)があった人など

【申告に必要な書類等】
 住民税の申告書、印かん、源泉徴収票、医療費の領収書、国民年金や生命保険料、地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の領収書など

◆住民税の申告書は課税課にあります。また前年に住民税の申告書を出されている場合は、申告書を2月に送付していただきます(公的年金収入のみで、平成25年度非課税の人には送付しない場合があります)。

◆住民税の申告が必要な人は、所得税および復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出している人、収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人、平成25年中に所得が無かった人

◆申告が必要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税申告をされた場合、申告しない場合に比べて住民税額が下がる場合があります。また、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は、申告が必要です。申告がなかった場合、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合があります。

◆住民税の申告書は課税課にあります。また前年に住民税の申告書を出されている場合は、申告書を2月に送付していただきます(公的年金収入のみで、平成25年度非課税の人には送付しない場合があります)。

◆住民税の申告が必要な人は、所得税および復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出している人、収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人、平成25年中に所得が無かった人

市税の納付は 便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

◆口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない)

バイク等の廃車手続きはすぐに

車種	手続き・問い合わせ先
●原動機付自転車(総排気量125cc以下) ●農耕作業用自動車(トラクター等) ●小型特殊自動車(フォークリフト等) ●ミニカー	登録廃車 印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人が手続きをする場合は委任状が必要です。 ◆問い合わせ 市役所納税課
●二輪の小型自動車(総排気量251cc以上)	登録廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061
●二輪の軽自動車(総排気量126cc以上250cc以下)	登録 廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061 ◆問い合わせ 軽自動車協会 ☎075-691-6516
●三輪の軽自動車 ●四輪の軽自動車	登録廃車 ◆問い合わせ 軽自動車検査協会 ☎075-671-0928

安全で安心なまちづくりに あなたも参加しませんか

女性防火推進隊員を募集

消防本部では、市女性防火推進隊(18歳以上60歳未満)の隊員を募集しています。

現在、隊長以下26人の隊員が仕事や家事の合間に、火災予防や防災意識の啓発など、地域のために活躍しています。

主な活動
 1. 防火思想の普及等、火災予防啓発活動
 2. 高齢者宅の防火訪問
 3. 防火座談会等の開催
 4. その他、防火防災に関する活動

◆お問い合わせ 消防本部 防課

戦没者遺族相談員

厚生労働大臣から委嘱され、戦没者遺族の恩給や年金・弔慰金の受給、生活上の困りごとなどの相談に応じます。

八幡市担当の相談員
 安岡 賢治氏(京田辺市田辺北里24、☎0774-621376)

◆問い合わせ 福祉総務課



市民委員を募集

行財政検討審議会

市は、健全な行財政運営を進めるため、第5次行財政改革の取り組みを進めています。平成25年度で計画期間が終了します。新たな計画を策定するに当たり、「八幡市行財政検討審議会」を5月に設置し、市民との協働による簡素で効果的・効果的な行財政運営を進めるため、審議に参加していただく委員を募集します。

◆対象 市内在住・在勤・在学の満75歳未満で、平日の昼間に開催する会議に出席できる人
 ※市が設置している他の審議会等の市民公募委員を除く

◆募集人数 2人
 ◆任期 委嘱日から約1年間
 ◆応募方法 「八幡市に求める行財政改革について」をテーマとした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、政策推進課(〒614-8501)へ郵送または直接提出。なお、提出された小論文は返却できませんのでご了承ください。

◆締め切り 3月20日(木)必着
 ◆選考方法 小論文で審査
 ◆問い合わせ 政策推進課